

吹田市職員食堂運営業務事業者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 吹田市職員食堂運営業務事業者をプロポーザルにより選定するに当たり、その透明性・公平性を確保するため、吹田市職員食堂運営業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 選定委員会は、吹田市職員厚生会理事長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) プロポーザル参加事業者からの企画提案書及びプレゼンテーション等の審査
- (2) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の中から互選し、選定委員会を代表し、会務を総理する。

(委員)

第5条 委員は、吹田市職員厚生会評議員会の評議員（吹田市職員厚生会規則（昭和51年吹田市規則第77号）第8条第3項に規定する評議員をいう。）をもって充てる。

(会議)

第6条 選定委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、吹田市職員厚生会の事務局（吹田市職員厚生会規則第11条第1項に規定する事務局をいう。）において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

附 則

この要領は、平成30年12月17日から施行する。